

## 平成 22 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 22 年 4 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（30 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番	川崎眞志男	君	23 番	平岡 秀樹	君
4 番	坂上 眞守	君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番	川峯 正美	君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番		君
8 番		君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番		君	30 番	小松 信男	君
11 番		君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番		君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番	小堀田幸一	君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番		君	38 番		君
19 番		君			
20 番	原田 康盛	君			

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（8 名）

8 番	稲田 秀敏	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	13 番	松本 明博	君
18 番	倉田 喜一	君	19 番	川口 直	君
27 番	池田 裕之	君	38 番	森本 文隆	君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	浦上 達也	主 任	吉田 直哉
主 任	松村 康平		

#### 4、議事日程

開 会

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 議事録署名委員の指名について                     |
| 日程第 2 | 議第 19号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について             |
| 日程第 3 | 議第 20号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について             |
| 日程第 4 | 議第 21号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について             |
| 日程第 5 | 議第 22号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について          |
| 日程第 6 | 議第 23号 | 「くまもと農業バックアップ大作戦」の取組みについて          |
| 日程第 7 | 議第 24号 | 平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について |
| 日程第 8 | 議第 25号 | 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について    |

閉 会

開 議 午後2時15分

○議長 皆さんこんにちは。先ほど人事異動に伴う挨拶等で時間も経過しております。挨拶は省かせていただきます。

さて、先ほど事務局長報告のとおり定足数以上のご出席でありますので、これより、平成22年天草市農業委員会第4回総会を開会します。

---

○議長 それでは議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。議事録署名委員については、17番松川兼光委員、20番原田康盛委員を指名いたします。

---

○議長 日程第2、議第19号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括して説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の議案と3条審査資料をご覧ください。1番について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●市の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得するというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、全部効率利用要件については、住所地から農地までは、すべて10Km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培されるそうです。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

2番について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●町の譲渡人より、●●町の田と畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までは、すべて10Km以内で容易に通作でき、申請地は水稻及び野菜を栽培されるそうです。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

3番について説明します。●●町の譲受人は、農地集積のため、●●町の譲渡人より、●●町の田を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までは、すべて10Km以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされるそうです。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても

該当なしとなっております。

4番について説明します。●●町の譲受人は、農地集積のため、●●町の譲渡人より、●●町の田を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までは、すべて10Km以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされるそうです。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

5番について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため●●市の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までは、すべて10Km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培されるそうです。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

6番について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●町の譲渡人より、●●町の畑を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までは、すべて10Km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培されるそうです。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

○議長 それでは、1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○事務局 担当委員さんが本日欠席でございます。事前に委員さんより説明をうかがっていますので、事務局から代弁させていただきます。

「場所は●●町にあります。譲渡人さんは●●在住で譲受人と兄弟です。地元には帰ってこないとのことで、このままでは荒れてしまうので、譲受人に耕作してもらいたいとのことで、何ら問題はないと思いますので、ご審議をお願いします」とのことです。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 2番につきまして補足の説明をいたします。譲渡人は高齢の1人暮らしです。譲受人は娘さんになります。嫁いでおられて住んでおられる町は違いますが、実家の周囲ですので、耕作を継続するには問題ないと思います。特に問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 3番、4番の案件について説明します。3番と4番は農地の交換です。3番、4番ともに譲受人の自宅の近くに農地があり、お互いの農地の集積のために合意が成立し申請されたものです。問題はないと思います。

5番も私の担当地区ですので、ご説明申し上げます。譲渡人が●●在住ということで、申請農地は荒れ畑になっていました。譲受人の耕作地の隣地ということで、藪を草刈して、畑として管理するというございます。これも問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 説明は一括してありましたが、審議については1件ごとに行います。それでは3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 6番につきましてご説明いたします。譲渡人と譲受人は親子で同居しておられます。高齢になったので生前贈与で名義を変更しておきたいというものです。現在でも譲受人が

中心となって耕作をされていますので、何ら問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第3、議第20号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●●市の申請人は貸駐車場とするため、●●町の畑を転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。

次に一般基準ですが資力及び信用要件は自己資金についての証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○委員 1番について説明いたします。位置図等をご覧いただきたいと思います。申請地は小売店舗の隣地になります。申請内容が小売店舗と近隣の要請で駐車場に転用するというものです。●●にお住まいということで、農地の管理もできないということと、近隣の立地条件等を考えれば、転用もやむなしと思います。ご審議方よろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●●町の申請人は店舗用の駐車場とするため、●●町の畑を転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。

次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明書が提出してあり適当であります。申請地は農振農用地区域でありましたが、昨年11月に除外申請がなされ、承認された所です。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 2番について説明します。事務局からも説明がありましたとおり昨年11月に農振除外申請の件で審議いただいた案件です。申請人が経営している店舗の駐車場が不足しているので、道路を隔てた申請地を転用し駐車場とするために申請されています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第4、議第21号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●●市の譲受人は駐車場とするため、●●町の譲渡人より●●町の畑を売買により転用したいというものです。すでに造成がなされていますので、始末書が添付されています。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。

次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接地に農地はなく適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 1番について説明します。譲受人は●●在住ですが、実家に駐車場がないため、数年前に申請地を購入し、駐車場として利用していたというものです。位置図等をご覧いただければおわかりと思いますが、周囲は宅地化されており特別な問題はないものと思えます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●●市の借受人は店舗を出店するため、●●市の譲渡人より●●町の田を使用貸借により転用したいというものです。すでに造成されていますので、始末書が添付されています。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。

次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明書が提出してあり適当であります。また営農条件への支障の有無要件については、隣接地に農地はなく適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております

○委員 2番について説明します。今度の申請については先ほど事務局より説明がありましたが、実は平成7年に転用申請がなされ、造成まで終わった段階で、事業が中止され建物が建たなかったため、それ以降駐車場として利用されていた土地でございます。今回、●●と店舗用の駐車場として使用貸借により申請がなされています。天草市の上水道により給水し、汚水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に排水する計画です。近隣は住宅地なので農業への支障はありません。よろしく申し上げます。

- 議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、3番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 3番について説明します。●●町の譲受人は●●への進入道路とするため、●●町の譲渡人より畑を売買により取得し、転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。  
次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明書は提出してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 3番について説明します。さて、現場写真をご覧いただきたいと思いますが、申請地は傾斜地の畑で、転用後は道路の法面になるとのことです。隣接農地の同意も取れています。審議方よろしくをお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。
- 委員 字図と写真を見ているんですが、資料の写真と番地が違うのではないかと思うんですが、どうなっていますか。
- 事務局 申請地は●●町と●●町の境界地です。そのため、次の4番も同じ案件の申請ですので、資料がいっしょに作ってあります。申請地の数も多いため見にくいとは思いますが、ご理解をお願いしたいと思います。なお、4番については●●地区の担当委員さんから説明があることと思います。よろしくをお願いします。
- 議長 ただいま事務局から説明がありましたが、●●委員、今の説明でよろしいですか。
- 委員 わかりました。
- 議長 ほかに質疑はございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、4番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 4番について説明します。さきほども説明いたしましたが、3番の案件と関連しています。譲受人は3番と同じ●●さんです。●●への進入道路とするため、●●町の譲渡人より畑を売買により取得し、転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。  
次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明書は提出してあり適当であります。ここは農振農用地区域でありましたが、昨年11月に除外申請がなされ、認可がなされています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております
- 委員 4番について説明いたします。写真をご覧いただきたいと思います。奥のほうに写



っているのが、3番の申請地で、手前に写っているのが、4番の申請地になります。周囲の同意も取っており特別問題は無いと思いますので、審議をよろしく願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

○委員 譲渡人が多人数になっていますが、この土地は共有地でしょうか。

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 お答えいたします。土地の所有名義人が死亡されておりまして、相続登記がなされておられません。そのため、関係相続人全員の同意を得て、連名で申請があっている次第でございます。事前に相続登記を済ませてからの申請をお勧めしたところですが、早急に事業に着手したいということで、戸籍及び相続関係図を添付されて申請がなされています。農地法上は問題ありませんので、申請を受け付けた次第です。

○委員 このような場合は事前に説明をいただければ、質問もしなくて良いので、今後はそういう点に留意して説明をお願いします。

○議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。譲受人は●●町の●●さんです。●●及び駐車場とするため、●●市の譲渡人より畑を売買により転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。

次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明書は提出してあり適当であります。ここも農振農用地区域でありましたが、昨年11月に除外申請がなされ、認可がなされています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 5番について説明いたします。この場所は3、4番の申請場所の一番道路側になるところです。譲受人も3、4番の関係です。目的は新しい●●の建設です。3、4番で分筆した残りの農地を転用したいということです。隣接同意等も取得しており、問題はないものと思います。ご審議をよろしく願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●●町の借受人は、●●町の貸渡人より●●町の畑を賃借し、●●として転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。

次に一般基準ですが、資力及び信用要件は自己資金についての証明書は提出してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 6番について説明します。借受人は息子さんと2人で●●を営んでおられます。写真をご覧いただくとおわかりいただけると思いますが、申請地は荒れた畑となっております。隣地に借受人の●●があり、現在は1kmほど離れた場所に●●を持っておられますが、運搬等の利便性の向上のため、また●●の適正処理のために申請地に●●を建設したいというものです。特別問題は無いと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●●町の譲受人は●●、●●とするため、●●町の譲渡人より●●町の畑を売買により取得し転用したいというものです。別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。

次に一般基準ですが、資金力及び信用要件は、自己資金で100万円以下のため証明書は不要ですが適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 7番について説明します。概要につきましては事務局が説明したとおりですが、申請地については、位置図と写真をご覧いただきたいと思えます。申請人の経営する●●と●●が県道の向いにありまして、資材置場等に利用するというございます。周囲の同意も得ておりますし問題はないものと思えます。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第5、議第22号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 説明に入ります前に議案の訂正をお願いいたします。番号40番の貸渡人氏名が●●となっておりますが●●に訂正をお願いいたします。

それでは議第22号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の案件ほか利用権の再設定の計画が33件、新規設定の計画が17件、所有権移転が1件です。また面積は126,703㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の

①のアに掲げる要件である、耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作または養畜の事業を行うと認められること。耕作、または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等の各要件を満たしております。

○議長 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から51番までの件について質疑はありませんか。

○委員 42番が所有権移転となっていますが、所有権移転は3条申請でなくてもいいんですか。

○議長 事務局に説明を求めます。

○事務局 ご説明申し上げます。譲受人が担い手農家等である場合で、天草市が定める農用地利用集積計画に基づくものである場合は、基盤強化法でも所有権移転ができるようになっています。その場合、税制上の優遇措置が譲渡人、譲受人双方に適用されますし、所有権移転登記等も嘱託で行うこととなります。事前に支所を経由して相談がありましたので、制度を説明し今回の申請となったものでございます。

○議長 ●●委員、よろしいですか。

○委員 はい。わかりました。

○議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から51番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

○議長 それでは、日程第6、議第23号「くまもと農業バックアップ大作戦」の取り組みについてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 「くまもと農業バックアップ大作戦」の取り組みについてご説明いたします。

まず、平成21年度の計画と実績についてご説明申し上げます。別綴りで参考資料として配布しております、平成21年度「くまもと農業バックアップ大作戦」の目標と作戦計画をご覧ください。1ページが平成21年10月総会時に決定いただきました平成21年度の目標と作戦計画です。1番に各チームのリーダーとチームの人数、2番に管内の実態とそれを踏まえた平成22年度の各チーム毎の目標が具体的な目標数を記載して定められています。

次のページが、先ほどの目標達成に向けた具体的な活動計画と集中して活動する期間を図で示したものです。平成21年10月が委員改選の月でしたので、活動期間が10月以降に集中して計画されていました。

3ページは年度別実行計画で、平成20年度の実績とそれを踏まえた21年度からの目標数値と目標達成に向けた活動の内容を表したものです。

4 ページはチーム編成の表になります。縦のチーム別の編成と横に地区別の委員さんを表示しています。また、網掛けで地区のとりまとめをしていただく代表委員さんを表示しています。

5 ページが、平成 21 年度の実績を地区別に取りまとめた表になります。ただ、活動は実施したけれども、結果として実績数値につながらなかった地区や、現在進行中で実績に計上していない地区もございます。具体的な結果につきましては、4 月 21 日に会長と各チームリーダーの委員さんによる合同作戦会議を開催しました折に詳細に説明したところです。実績の内容につきましては、各チームの代表の委員さんに後ほど発言をお願いしていますので、詳細な説明は省きます。

最後に、平成 21 年度の取り組みの中で、有明町で実施していただきました耕作放棄地解消活動について県に報告を行った文書を添付しています。

さて、本日の議案であります、平成 22 年度の「くまもと農業バックアップ大作戦」の取り組みにつきましては、別綴りになっています。議題の提案書の 1 ページに目標と作戦計画案、2 ページ目に目標達成に向けた具体的な活動計画と集中して活動する期間を図で示しています。

最後のページに、より具体的な数値目標と活動内容を記載して提案しています。これにつきましても、説明は各チームの代表の委員さんをお願いしたいと思います。以上で事務局の提案を終わります。

○議長 「くまもと農業バックアップ大作戦」の取り組みについての説明がありましたが、各チームの代表の方に昨年の実績を踏まえたところで、本年度の取り組みについて発言をお願いいたします。まず担い手作戦チームからお願いします。

○28 番（川原昭雄君） 担い手作戦担当委員 本日は担い手作戦チームのリーダーが欠席をしていますので代わりまして、ご説明を申し上げます。

まず、チームのメンバーは参考資料の 4 ページに記載されていますとおり 16 名でございます。このメンバーで、認定農家の掘り起こし、新規就農者の確保、集落営農組織の育成確保、認定農家との意見交換会の実施について、平成 20 年度から取り組み、昨年 10 月の総会で再度計画見直しのうえ、取り組みを進めてきた訳ですが、議案の 3 ページにありますとおり、思うような実績が上がっておりません。このことに関しましては、チームの委員さんをはじめ、他の委員さんにも取り組んでいただきましたが、天草市の厳しい農業情勢を反映して、実績を上げることができていないことを反省しているところでございます。いよいよ計画年度の最終年になりますので、再度より具体的な行動計画を練って、よりいっそうがんばらなければと決意を新たにしているところでございます。

○議長 ありがとうございます。川原委員さんの発言にありましたとおり天草市の厳しい農業情勢の中で、新規就農者や、認定農家の掘り起こし、集落営農組織の育成等については、非常に難しい目標だと感じています。農業委員全員があらゆる機会を捉えて働きかけていかなければと考えています。

次に耕作放棄地解消作戦チームからお願いします。

○事務局 チームリーダーであります倉田委員さんが、急きょ所用ができたということで、本日欠席されております。代わりまして事務局からご説明申し上げます。

まず、参考資料の5ページをご覧くださいと思います。耕作放棄地解消作戦チームのそれぞれの目標と、実績の数値、地区別の実績数値が記載されています。

耕作放棄地解消活動については、1人当たり10aを目標に活動を行うこととしていました。実績といたしましては、地区別に集計を行い6地区で24筆、2万4千㎡ほどが各農業委員さんが関与して解消されたということです。

次に農地情報制度の活用につきましては、1人当たり10~15aを目標に活動を行うこととしていましたが、実績といたしましては、2筆、2千4百㎡ほどが活用されたということでございます。

最後に農地パトロールでございますが、各地区、各支所管内で農用地区域を中心に各1回実施していただきました。その折個別に指導を行ない、耕作放棄地が解消された事例もでございます。

以上の実績を踏まえまして、平成22年度の活動計画を議案の3ページに提案しております。耕作放棄地解消活動につきましては、昨年度に引き続き3.8haとしています。農地情報提供制度活用につきましても当初目標のとおり2.4haとしています。農地一斉パトロールにつきましては例年通り各地区、各支所単位で年に1回を計画しています。

具体的な実施時期につきましては2ページに計画期間を提案しております。また、先日の合同会議の中で、各チーム別にもっと具体的にあるいは詳細な行動計画について、総会終了後にでも話し合いをもったらどうだろうかという意見もございましたので、チームリーダーの方と相談しながら個別の会議も計画しようと考えているところでございます。

○議長 先ほどの説明の中でもありましたように、活動の実績を上げるためにも各チームでの会議は必要ではないかと、考えているところです。最後に農業振興作戦チームの代表の委員さんからお願いします。

○14番（山本友保君） 農業振興作戦チームリーダーの山本です。チームの活動目標である農業者年金新規加入者の確保についてですが、21年度目標の7人に対して3人の実績です。22年度は7名を目標にして、年金推進部長、農業委員及び事務局合同による地域説明会の開催により加入促進を図ります。

農業委員会だよりについては、編集委員会及び事務局を中心に年に2回発行いたします。委員の皆さんも何か情報がありましたら、事務局又は編集委員までご連絡をお願いいたします。

認定農業者に対する全国農業新聞の普及率につきましては、当初の目標が40%でしたが、皆様のご協力によりまして平成20年度は目標達成ができましたが、平成21年度に入り、新規加入者もありましたが、それを上回る中途解約者があり、結果として21年度末では33.7%になっています。各地区別の認定農業者数と新聞購読者数は資料の5ページに明示してあります。平均を大きく下回っている地区は、特段のご努力をお願いしたいと思います。

つきましては、農業委員 1 人当たり 1 部の増加を目標として今年度は取り組んでまいりたいと思います。全委員さんのご理解とご協力をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。先ほど全国農業新聞について、平成 20 年度は目標を達成したとの報告がありました。そのことに関連してつい先日事務局員が東京に表彰を受けに行きました。事務局から説明してもらいます。

○事務局 報告が遅くなりましたが、先日全国農業新聞の普及推進に関して功績のあった農業委員会に対して東京で表彰式がありました。熊本県からも 4 つの農業委員会が選定されて表彰を受けたわけですが、天草市は各委員さんのご努力でその増加率が高かったのも、その表彰式に委員の皆さまの代理として事務局が行って来たということです。皆様の加入推進のご努力により受賞することができました。改めて御礼を申し上げます。

○議長 ただいま各チームを代表してお三方から発言をいただきました。ただいまの報告、提案に関しまして質問、ご意見等ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑、ご意見がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり決定いたします。今後は計画に従って活動をいたしていきたいと存じます。

---

○議長 それでは、日程第 7、議第 24 号平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてご説明いたします。

まず、参考資料として添付しております「平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)をご覧ください。

1 ページが法令事務に関する点検です。総会等の開催及び議事録の作成について(1)から(5)まで○をつけることで結果を表示しています。以前に通知がありました適正な事務の実施についての指導に基づき、最終的には本年の 1 月から適正に実施しています。

2 ページが事務に関する点検です。(1)が 3 条申請に関する結果で、1 年間で 126 件の申請があり、点検項目ごとに実施状況を記載しています。是正措置欄に記入がないのは、指導に基づき適正に実施をしているためです。

(2)が 4・5 条に関する事務の内容で、年間 155 件を処理しています。点検項目と具体的な内容欄は(1)と同様です。

3 ページから 8 ページは促進等事務に関する評価で、先ほどの議題にありました「くまもとバックアップ大作戦」の活動実績と重複するところが多いため、説明は省略させていただきます。なお、実績数値は天草市全体での数値のため、農業委員が関与した数値だけ

を計上するバックアップ大作戦の実績と異なっています。後ほどご覧いただきたいと思います。

さて、本日の議案であります、平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてご覧ください。平成 21 年 3 月に素案を策定し、ホームページで意見を求め、6 月に最終決定をした平成 23 年度までの全体計画と平成 22 年度の年度別計画を記載しています。内容的には昨年と同様ですので詳細な説明は省きたいと思います。

1 の認定農業者等担い手の育成及び確保のところ、認定農業者の増加目標を 10 経営体としています。

2 の担い手への農地の利用集積につきましては、最終的な目標が集積率 33%ですので、平成 22 年度集積面積の目標を 87ha としてあります。

裏面の 3 耕作放棄地の解消の目標数値は当初計画どおり 6 ha としています。この数値はバックアップ大作戦の 3.8ha とは異なっていますが、先ほどご説明したように天草市全体での数値ということになります。

4 違反転用への適正な対応及び 5 農地パトロールにつきましては、一体的に実施を行いたいと考えています。今年度は先月の総会で指摘がありました●●町と●●周辺の都市計画区域内の土地改良事業が実施をされている地域を重点的に調査を行い、併せて、例年通り農振農用地区域内の遊休農地等について利用促進を図るための活動を実施したいと計画しています。

6 番については、事務局段階で庁内打合せを継続していきたいと思います。

なお、本日決定いただきました評価及び計画を市のホームページに 30 日間掲載し、意見を求めた後、再度 6 月の総会で審議いただき最終決定を行う必要があります。

以上で事務局の提案を終わります。

○議長 ただいま説明、提案がありました、平成 22 年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について、質問、ご意見等はございませんか。

○28 番（川原昭雄君） 天草市の 2 期目の市長、市会議員が新しく決まった訳であります。天草市はどういった方向に行くのかと大きな関心を持っているわけですが、その具体的な表れとしての天草市の農業関係の予算というものも、我々は農業委員として知っておく必要があるものと思います。要望でございますが、次回の総会時にその辺の資料をご提示いただけないだろうかと思う訳ですが、いかがでしょうか。

○議長 事務局はどうでしょうか。

○事務局 ただいまご要望がありました予算の関係につきましては、次回にご用意させていただきます。

○議長 他にございませんか。

○20 番（原田康盛君） 耕作放棄地解消活動についてですが、議案の中にもありますが、天草管内の農地面積 6,278ha に対し、耕作放棄地の面積 2,033ha、放棄率 32%は全国でもトップクラスではないかと思います。確かに天草の農業は高齢化が著しく、耕地条件も平地に比べ悪いこと、農業で生活できないために後継者も育たないといった、悪循環で耕作放棄

される農地も増えてきたと認識していますが、何とかみんなの力を合わせてこれ以上増えないようにできないものかと考えている次第です。

○議長 ただいま原田委員からすばらしい意見がありました。私もそのとおりだと思っています。一方で国の方針として、農業の再生に対する農業委員会への期待と要望が非常に高まっています。また農地法に基づく責務も増加しています。そういった中で、個々の農業委員会の目標、目標に対する具体的な活動、それに伴う実績等について具体的な数値を掲げ、広く市民の方に周知を行うことまでが指導されています。各委員さんにおかれても、策定した計画の実現に向けたいっそうのご努力をお願いします。

他にございませんか。

○3番（川崎眞志男君） 耕作放棄地解消に関係してですが、4年前の農地面積と耕作放棄地の資料はございませんか。

○事務局 申し訳ございません。議案に計上していますのは21年3月末の数値ですが、それ以前の数値は帰りましたから調べてみたいと思います。参考ですが、農業政策上で使用する各種の統計数値は2005年農業センサスの数値をおもに使用しています。

○議長 川崎委員、よろしいですか。

○委員 はい。お願いします。

○議長 委員の皆さんもご存知と思いますが、今天草市で●●がオリーブの3年間の試験栽培を始めています。オリーブは加工食品、油等に利用が考えられており、成功すれば、天草市管内の荒廃したミカン園に植栽できないかと大きな期待が寄せられています。そういったことで、耕作放棄地解消事業の一環として天草市でも苗の購入を補助事業として取り組んでいるところです。

他にご意見等、ございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 ご異議がありませんので、原案のとおり可決しました。

---

○議長 それでは、日程第8、議第25号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 説明いたします。昨年の農地法等の一部改正に関係して、基盤強化法も改正されています。それに伴う変更を反映して、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を定めたいということで、農業経営基盤強化促進法第6条第5項の規定に基づき、農業委員会の意見を市長から求められております。今日は農業振興課農政係から担当者に出席していただいていますので詳しい説明と提案はそちらからさせていただきます。よろしくお願いたします。

○農業振興課担当者 農業振興課農政係の●●と申します。よろしくお願いたします。



お配りしている参考資料「農業経営基盤強化促進法改正に伴う基本方針の変更について」をご覧ください。そこに記載されておりますとおり、農業経営基盤強化促進法とは、地域農業の担い手を明確にし、農地の利用集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進させるための法律です。

この法律に基づき、県は基本方針を定める必要があり、さらに市町村は、基本方針に即した基本構想を定める必要があります。基本方針と基本構想は、概ね5年ごとに見直すこととされており、前回は平成18年に実施されました。

その順序でいきますと、今回は平成23年度に見直しとなるところですが、昨年6月に「農地法等の一部を改正する法律」が公布され、同12月に施行されました。これに伴い、県の基本方針も本年3月に変更が行われました。

この県の変更を受け、市町村においても基本構想を変更しなければなりません。基本構想を定めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、農業委員会及び農業協同組合に意見を聞くこととなっております。したがって、今回皆さまからご意見を伺うべく、お時間をいただいた次第です。

今回、県の基本方針変更のポイントとしましては、一言でいいますと、中段に波線が引いてありますとおり、「新たに創設された農地利用集積円滑化事業を中心とした規定及び文言の追加や削除、修正等を行う」となっています。その内容についてもう少し補足しますと、下段①～③に記載されているとおりです。要点をまとめてありますので、読み上げます。①法改正により、新たな施策が創設されたことに伴う追加、②法改正により規定が廃止されたことに伴う削除、③その他として、新たな担い手の確保・育成に係る支援などの追加等となっております。

次ページをご覧ください。新たに創設された「農地利用集積円滑化事業」等の概要が、現行と改正後に分けて、わかりやすく記載されています。現行では、農地保有合理化事業として、農地保有合理化法人が農地所有者から農地を買入・借入し、担い手へ売渡・貸付を行ってきました。改正後は、県段階ではこれまでどおり農地保有合理化事業を行います。市町村段階では「農地利用集積円滑化事業」として、農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業を行うことができます。この事業は、農地利用集積円滑化団体が農地所有者から委任を受けて、代理者として貸付等ができることがポイントです。権利の移転はありません。中間団体が農地の保有リスクを回避することができ、さらなる担い手探しが広がるものと期待されています。また、特定農業法人の範囲も拡大され、農業生産法人以外の法人も条件を満たせば、認められることとなりました。なお、農地売買等事業は、従来どおり継続されます。

次のページをご覧ください。農地改革制度等への対応スケジュールについて説明いたします。先に申し上げました農地法改正関連法案が平成21年6月24日に成立し、同年12月15日に施行されています。県は、法施行から3カ月以内に基本方針を決定しなければならず、本年3月12日に変更、決定を行いました。そして、市町村は、県の基本方針決定から3カ月以内に基本構想を変更する必要があります。したがって、皆さまからご意見を

伺いまして、県知事と協議し、6月11日までに変更公告しなければならないことを、まず、ご理解いただきたいと存じます。

それでは、天草市の基本構想について、具体的にどのように変更されるかと申しますと、もう一つの素案という表示のある資料に書いてあります。まず、カラー刷りで目次がありますが、その前にこの資料の見方をご説明いたします。黄色で色付けをして赤で記載してある部分が追加変更された部分になります。青字で記載し、取消し線が引いてある部分が削除された部分です。

詳細につきましては1ページから32ページまでありますが、時間の制約がありますので、素案の変更点を抜粋してご説明申し上げます。25ページに「第5農地利用集積円滑化事業に関する事項」が記載してあります。

読み上げますと、天草市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。

また、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが緊急の課題となっている。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、②地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、③農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。ということで、天草市としましては2つのJAに依頼し、承認を受けているところです。

それから、2番に、農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準として、都市計画法の適用を受ける市街化区域を除いた天草市全域を対象として行うことを基本とする。と定めています。

3番には事業の実施の概要が記載されています。

次に26ページの下から4行目に、(5)他の関係機関及び関係団体との連携を図ると記載してあり、具体的には27ページにその内容があります。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ただいま説明がりましたが、基本構想の変更案について、質問、意見等ございましたらお願いします。

- 委員 天草市の課題である耕作放棄地の所有者が、自分では耕作を続けることができない、誰か耕してくれる人を見つけてくれないか、というような申し込みはJAさんにすることになるのでしょうか。
- 議長 農業振興課の方で答えていただけますか。
- 農業振興課員 農業振興課の●●といたします。よろしく申し上げます。農地の貸し借り等については、農地利用集積円滑化団体というのを農協にお願いしていますので、そこに相談をして、受け入れ先があれば仲介をしてもらえますが、農協だけが受け入れ先ではなくて、農業委員さんとか、市役所とか、どこにでも相談をしてもらったら、お互いの横の連絡を取り合いながらうまく農地を残していけるような仕組みになるようにしたいと思いますので、農業委員会の皆様のご協力をお願いしたいと思います。
- 委員 今の事業を進めていく中で、受け入れ窓口が多数あって、そのことが事業の円滑な推進のためになるというような説明だと思いましたが、逆に窓口を1箇所に絞って、そこが責任を持って、事業に当たる方が農家への周知の面や、最後まで責任を持って対応することになると考えますが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長 農業振興課、お願いします。
- 農業振興課員 おっしゃられた部分が今回の改正の大きな部分です。今の段階でははっきりとは申しあげられませんが、天草市においては2つの農協が農地利用集積円滑化団体になりますので、そこが中心となり事業を進めていくことにはなると思います。農協にも専門の職員が配置されているそうですので、今まで以上にがんばっていただけるよう私たちの方からも要望をいたしております。
- 委員 この事業では、中心はJAということですね。判りました。
- 議長 他にご意見等、ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決しました。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

午後4時23分

閉会